

運営規定とは

介護保険事業所の適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保するため、事業の目的や運営の方針、定員等重要な事項を内容とする規定であり、事業所の基本的かつ重要な事項を事業所内に示すものを言います。

運営規定の例

草津市介護予防・日常生活支援総合事業に係る 「介護予防型デイサービス」運営規程(参考例)

(事業の目的)

第1条 株式会社〇〇(以下「事業者」という。)が運営する〇〇デイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う介護予防型デイサービス(以下「通所型サービス」という。)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要支援状態等にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保および向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業者は、利用者が可能な限りその者の居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- 2 通所型サービスを実施するにあたり、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を定めた介護予防型デイサービス計画を作成し、計画的にサービスの提供に努めるものとする。
- 3 通所型サービスの実施にあたっては、利用者の心身の機能、環境状況等を把握し、地域包括支援センター(又は指定介護予防支援事業者)、医療機関および草津市などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者本人ができることは利用者本人が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、「草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱」およびその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称および所在地)

第3条 活動型デイサービスを行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター〇〇
- (2) 所在地 滋賀県草津市〇〇丁目〇〇番〇〇号

(従業者の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

事業所における従事者の管理および業務の管理を一元的に行うとともに、それぞれの利用者に応じて介護予防型デイサービス計画の作成を行う。

(2) 生活相談員 〇名以上

生活相談員は、利用者および家族からの相談を受けること、通所型サービスの利用申し込みに係る調整、および他の従事者と協力して介護予防型デイサービス計画に基づいたサービスの提供を行う。

(3) 機能訓練指導員 〇名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(4) 介護職員 〇名以上

介護職員は、日常生活上の世話（支援）を行う。

(5) 看護職員 〇名以上

看護職員は、健康管理の業務にあたる。

(営業日および営業時間)

第5条 営業日および営業時間は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業日 〇曜日から〇曜日までとする。ただし、年末年始(12月〇日～1月〇日)およびお盆(8月〇日～8月〇日)を除く。

(2) 営業時間 午前〇時から午後〇時までとする。

(3) サービス提供時間 午前〇時から午後〇時までとする。

(実施単位および利用定員)

第6条 実施単位および利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 実施単位 〇単位

(2) 利用定員 〇〇人 ※単位ごとに記載下さい。

(通所型サービスの内容)

第7条 通所型サービスの内容は、機能訓練、介護予防、入浴サービス、給食サービス、生活等に関する相談および助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は送迎とし、通所型サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

(1) 通所型サービスの提供にあたっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むために必要な支援を行うために、介護予防型デイサービス計画を作成する。

- (2) 通所型サービスの提供にあたっては、利用者とコミュニケーションを図り、又はその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけるものとする。
- (3) 事業者は、自ら提供する活動型デイサービスの質の評価を行い、主治医又は歯科医師と連携を図りながら、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。
- (4) 事業者は、通所型サービスの提供にあたって、介護技術の進歩に合わせた適切な介護予防が行われるよう配慮するものとする。
- (5) 事業者は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(利用料その他費用の額)

第8条 利用料は草津市が定める額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 食費は一食当たり〇〇〇円を徴収する。
- 3 おやつ代は、一食当たり〇〇〇円を徴収する。
- 4 おむつ代は、その実費を徴収する。
- 5 日常生活において通常必要となる費用であり、利用者が負担すべきと考え、費用及び行事等利用者の希望によるレクリエーションに参加する場合の費用は実費を徴収する。
- 6 正当な理由がなく事業で提供するサービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 8 前項の利用者等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、草津市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守するものとする。

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証および介護保険負担割合証を提示する。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用し、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う。
- (3) 決められた場所以外での喫煙は行わない。
- (4) 他の利用者の迷惑になる行為は行わない。
- (5) 金銭等の管理は各自で行う。
- (6) 事業所での他の利用者に対する宗教活動および政治活動は行わない。

(衛生管理)

第 11 条 事業者は、利用者の使用する施設、設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延を防止するために、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時等における対応)

第 12 条 従業者は、通所型サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第 13 条 事業者は、通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、地域包括支援センター（又は指定介護予防支援事業者）および草津市に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故については、その状況および事故に対する処置状況を記録するものとする。

3 利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 事業者は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

2 管理者又は防火責任者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年 2 回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

3 事業者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

(苦情処理等)

第 15 条 事業者は、提供した通所型サービスに対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、介護保険法の規定により草津市および滋賀県国民健康保険団体連合会（以下「草津市等」という。）が行う調査に協力するとともに、草津市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、草津市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(人権擁護および虐待防止)

第 17 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、草津市に通報するものとする。

(記録の整備)

第 18 条 事業者は、利用者に対する通所型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 介護予防型デイサービス計画
- (2) 提供したサービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する草津市への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況および事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後○か月以内

(2) 継続研修 年〇回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。